



児童手当の支給開始月の誤認による支給について

児童手当の支給開始月の決定を誤り、次のとおり誤認による支給がありました。

1 概要

令和6年6月12日に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）による児童手当法（昭和46年法律第73号）の一部改正により、令和6年10月から児童手当制度が改正され、手当額の増額や支給対象の拡大（中学校修了までから高校生年代までへ）等がされたところです。

制度の改正に伴う申請を受付けた際に、対象者に対し、遡って支給ができる期日が令和7年3月31日まで※となっているにもかかわらず、4月以降の申請に対しても遡及して支給したものです。

※ 制度の改正に伴う申請猶予期間として、令和7年3月末までに支給対象の拡大により新たに申請があったものについては、令和6年10月分まで遡って支給することができるものです。

2 影響

誤って支給した人数：7人

金額：合計710,000円（1人当たり7～21万円）

3 本事案が判明した経緯

令和7年4月3日から5月21日まで7人の新規申請を受付けし、いずれも令和6年10月分から支給することを認定し、児童手当を支給してしまいました。

6月20日に担当者が別件について、広島県こども家庭課へ問い合わせた際に、誤った運用により認定し、児童手当を支給していたことが判明しました。

判明後、直ちにこれまでの支給状況の確認を行った結果、7人分の事案について誤って支給していました。

4 原因

令和6年10月より、①支給対象年齢の拡大（15歳→18歳）、②所得制限の撤廃、③手当月額の増額等がされ、**拡充対象者の申請漏れを防ぐため、①、②に該当する場合については令和7年3月31日までに、③に該当する場合については令和8年9月30日までに申請を受付けた時には、令和6年10月分から支給できるよう、申請猶予期間を設けていました。**

しかしながら、この上記の申請猶予期間を混同し、①、②の場合についても、③と同様に令和8年9月30日までに申請を受付けた場合は、令和6年10月分からの手当を支給するものであると誤認し、本来であれば令和7年4月1日以降の申請については、申請日の翌月分から支給するところを、令和6年10月分から支給しました。

(参考：制度の変更内容)

	改正前 (令和6年9月分まで)	改正後 (令和6年10月分以降)	申請猶予期間
① 支給対象	・ 中学校修了までの国内に住 所を有する児童 (15歳到達後の最初の年度 末まで)	・ 高校生年代までの国内に住 所を有する児童 (18歳到達後の最初の年度 末まで)	令和7年3月 31日まで
② 所得制限	・ 所得限度額：960万円未満 (収入ベース，夫婦とこども 2人) ※年収1,200万円以上の者は 支給対象外	・ 所得制限なし	
③ 手当 月額	・ 3歳未満 一律：15,000円 ・ 3歳～小学校修了まで 第1子，第2子：10,000円 第3子以降：30,000円 ・ 中学生 一律：10,000円 ・ 所得制限以上 一律： 5,000円（特例給付）	・ 3歳未満 第1子，第2子：15,000円 第3子以降 30,000円 ・ 3歳～高校生年代 第1子，第2子：10,000円 第3子以降：30,000円	改正法の施行 から2年経過 するまで (令和8年9 月30日)

5 対応状況

対象者には，謝罪の上，誤って支給した理由及び今後の手続きについて説明し，認定が継続する受給者については，今後の手当から誤って支給した額に達するまで減額調整させていただくことで了承していただくとともに，転出により受給資格を喪失している受給者については，誤って支給した額を返金していただくよう対応中です。

6 再発防止策

今後，制度の変更等があった際は，事務の実施に当たり，こども家庭庁からの通知等について，複数の担当者によりその内容を十分に確認するとともに，疑義等が生じた際には，そのポイントをこども家庭庁及び県へメール等で確認します。

また，近隣自治体等への聞き取りを行うなど，改正内容を正確に把握し，適正な運用を行います。